

パブコメ(案)に対する意見の概要と意見に対する対応について

No.	パブコメ(案) ページ		項 目	意 見 の 概 要	意見に対する対応
	教育庁等 パブコメ(案)	県立学校 パブコメ(案)			
1	1	1	第4条 合理的配慮の提供	意思の表明がなかったら、合理的配慮は提供されないのか。	○「意思の表明」の有無について 本要領では、法の趣旨に基づき、「意思の確認が難しい場合には声をかける等して、合理的配慮の提供に積極的に取り組む」といった旨を追記。 (該当箇所…教育庁等P6の第3の1(3)、県立学校P7の第3の1(3))
2	1	1	第4条 合理的配慮の提供	まず、必要だという意味を表明しなければいけないということ。実施にともなう負担が過重だとできないということ。難しい言葉の言い回しを使って、結局する気があるのか、ないのか。この文章では巧みに言葉でうまく逃げているように思われる。	○過重な負担について 本要領では、法の趣旨に基づき、「過重な負担については拡大解釈によって法の趣旨が損なわれることのないよう判断する必要がある」といった旨を追記。 (該当箇所…教育庁等P7の第3の2、県立学校P7の第3の2)
3	5・7	5・7	第3 合理的配慮 (1)基本的な考え方について (3)意思の表明	P5(1)基本的な考え方、「意思の表明があった場合」とあるが、なかったらどうするのか。P7(3)意思の表明の、「意思の表明がない場合であっても」という記述と矛盾し、整合性がない。	
4	4	4	第2 障害を理由とする不当な差別の取扱い (2)正当な理由の判断視点	文言が特に難しく、イメージがわきにくい。	わかりやすくするため、文言を修正。 (該当箇所…教育庁等P4の第2の2、県立学校P4の第2の2)
5	4	4	第2 障害を理由とする不当な差別の取扱い (2)正当な理由の判断視点	優遇する取扱いという言葉を使用することで、「障害者は優遇されている」という誤解を与えかねない。別の言葉での言い替えをすべき。	誤解を与えないよう、「優遇する取扱い」という文言の後ろに、「(積極的改善措置と言われる、平等を確保したり、不平等な状況を解消したりするための取扱い)」という説明を追記。 (該当箇所…教育庁等P4の第2の1、県立学校P4の第2の1)
6	4	4	第2 障害を理由とする不当な差別の取扱い (2)正当な理由の判断視点	法に規定された障害者とは？手帳を有していない障害者でも法に適用されるはず。	本要領の対象となる障害のある人は「手帳の所持者に限られないこと」を要領(案)で明記している。 (該当箇所…教育庁等P3の第1、県立学校P3の第1)
7	1	1	第2条 要領の対象となる障害者	性同一性障害は、対象から外れるのか。性同一性障害の「精神障害者保健福祉手帳」保持の扱いは？	「障害に応じた留意点」に、性同一性障害について追記。 (該当箇所…教育庁等P13の第4、県立学校P15の第6)
8	4	4	第2 障害を理由とする不当な差別の取扱い (2)正当な理由の判断視点	「正当な理由に相当するかどうかについては、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的、客観的に判断する必要がある」とあるが、当事者の意思を尊重することを明記すべき。	「(職員は)正当な理由を拡大解釈して法の趣旨を損なうことがないようにする必要がある」といった旨を追加。 (該当箇所…教育庁等P4の第2の2、県立学校P4の第2の2)

パブコメ(案)に対する意見の概要と意見に対する対応について

No.	パブコメ(案) ページ		項 目	意 見 の 概 要	意見に対する対応
	教育庁等 パブコメ(案)	県立学校 パブコメ(案)			
9	4	4	第2 障害を理由とする不当な差別の取扱い (3)不当な差別的取扱いに当たりうる具体例	具体例もいくつか挙げられているが、各現場でまた違ったことが起こりうると思われるから、現場においての対応は各々の立場に立って十分に考えていただいて、絵空言にならないよう配慮してもらいたい。	各現場において適切な対応ができるよう研修を実施し、理解・啓発に努める。
10	6	6	第3 合理的配慮 (2)社会的障壁	精神障害者は、精神疾患に罹患することで、日常生活にかなりの困難が生じるので、障害の特性を周知徹底し、精神障害者は一人ひとり全ての人が病状や障害の表れ方が違うことを知ってもらうことができるような要領にして欲しい。	
11	6	6	第3 合理的配慮 (2)社会的障壁	社会的障壁の観念に関して、精神障害者の場合、偏見、差別というものが存在している。作業所、支援センター、社員寮等設立の場合、地元で反対運動が生じてくるのが再三あったことから、偏見、差別というものが存在していることは事実である。これをなくすためには、啓発ということが重要となるが、行政側にはこれを十分推進していくための施策を考えて欲しい。	「障害に応じた留意事項」に、精神障害のある人の様子・必要な配慮について追記。 (該当箇所…教育庁等P48の第4の11、県立学校P50の第6の11)
12	—	—	—	精神障害は高等学校から発症するケースが多く、教職員には十分に精神病とはどのような病気であるか、どのような行動をしてくるか、周知してもらいたい。また、それに対する教職員の適切な対応を期待したいと同時に、不登校、引きこもりなどについても考えて欲しい。	
13	8	8	第3 合理的配慮 (5)合理的配慮の具体例	さまざまな具体例が示されているが、盲導犬、聴導犬などが記されていない。	「不当な差別的取扱いに当たり得る具体例」に、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)について追記。 (該当箇所…教育庁等P5の第2の3、県立学校P5の第2の3) 「障害者に対するシンボルマーク」を追記し、「ほじょ犬マーク」について記載。 (該当箇所…教育庁等P51、県立学校P53)
14	—	1	第5条 相談体制の整備	「職員による」の表記は不要である。 「留意事項」の標記だけでは不親切である。	表記を変更するとともに、目次を設け留意事項等の記載箇所が分かるように変更。 (該当箇所…県立学校P2の第5条)
15	—	2	第6条 研修・啓発	第1項～第3項に主語として主語「校長は」を記載すべきである。 「留意事項」の標記だけでは不親切である。	研修・啓発の実施は、職員全員への周知とするため校長と限定しない。今後、見直しの観点として検討を行っていく。 目次を設け留意事項等の記載箇所が分かるように変更。 (該当箇所…県立学校P2の第6条)

パブコメ(案)に対する意見の概要と意見に対する対応について

No.	パブコメ(案) ページ		項 目	意 見 の 概 要	意見に対する対応
	教育庁等 パブコメ(案)	県立学校 パブコメ(案)			
16	—	9	第3 合理的配慮 (5)合理的配慮の具体例	医療ケアについて、痰の吸出しは、家族しかできないと言われるが、研修を受ければ第三者でも吸出しができる。そのことが記されていない。きつ音の子どもへの対応は？	「学校分野における配慮例」に、医療的ケアを要する児童生徒等への配慮例を記載しており、「介助者等」の中に保護者と共に学校看護師や研修を受けた教員を含んでいる。 (該当箇所…県立学校P12の第3の3) 「障害に応じた留意事項」に、聴覚・言語障害のある人の様子・必要な配慮について追記。 (該当箇所…県立学校P21の第6の2)
17	—	10	第3 合理的配慮 (5)合理的配慮の具体例	読み・書き等に困難のある児童生徒等が「授業や試験」を受けるときの配慮として位置付く「試験」には「入学者選抜学力検査や検定試験」が含まれるのか不明瞭である。	読み・書き等に困難のある児童生徒等が学校において受ける「試験」には入学者選抜学力検査は含まれないことを明確にするため「定期考査等」の表記に変更。 (該当箇所…県立学校P12の第3の3)
18	—	11	第4 相談体制の整備	要領第1条において規定済みの「学校」に係る記載については精査すべきである。	「学校の」「学校における」等の表記については精査し記載。 (該当箇所…県立学校P14の第4)
19	—	12	第5 研修・啓発	「地域住民に対する周知・啓発」において、学校教育が果たす役割に関する記載内容について検討が必要である。	法の基本方針における周知・啓発について追記。 (該当箇所…県立学校P14の第5)
20	—	—	—	平成25年9月に改正された「学校教育法施行令」との兼ね合いをどうするか、はっきり明記されたい。	学校教育分野における合理的配慮の具体例を、まとめて記載し、障害のある児童生徒等への配慮を分かりやすく整理。 (該当箇所…県立学校P11の第3の3)